

1号認定のお子さんの保護者のみなさまへ

幼児教育・保育の無償化に伴う町田市私立幼稚園等保護者補助金の改正について

2019年10月からは、幼児教育・保育の無償化に伴い、町田市私立幼稚園等保護者補助金（幼稚園就園奨励費補助金・保護者補助金）について以下のとおり変更となります。今般の無償化を踏まえ、引き続き、子育て支援の充実を図ってまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

1. 給付額について

| 2019年9月まで | |
|--------------|---------------|
| 給付項目 | 給付上限額(月額) |
| 保育料負担軽減額(※1) | 0～25,700円 |
| 保護者補助金(※2) | 3,300～9,500円 |
| — | — |
| 合計 | 3,300～35,200円 |

| 2019年10月から | |
|--------------|----------------|
| 給付項目 | 給付上限額(月額) |
| 保育料負担軽減額(※1) | 25,700円 |
| 保護者補助金(※2) | 1,800～6,200円 |
| 給食費の軽減(※3) | 5,690円 |
| 合計 | 27,500～37,590円 |

(※1) 世帯の住民税やきょうだい数により保育料を決定
(※2) 世帯の住民税やきょうだい数により給付上限額を決定

(※1) 児童一人あたりの軽減額
(※2) 世帯の住民税やきょうだい数により給付上限額を決定
(※3) 世帯住民税所得割額77,100以下、及びきょうだいカウント第3子のお子さんに限り、給付上限額を決定。

(1) 保育料について

現在、保育料は世帯の住民税やきょうだい数等により月額0～25,700円の範囲で町田市が決定していますが、10月からは無償となります。

(2) 保護者補助金について

幼児教育・保育の無償化に伴い、保育料が無償となるため、保護者補助金の給付額は図表のとおり減額となります。

(3) 給食費の軽減について

幼児教育・保育の無償化に伴い、認可保育園・幼稚園・認定こども園などの施設類型に関わらず、図表のとおり、一定の条件の世帯については給食費用の負担を軽減します。

2. 保護者補助金の区分表__2019年10月から

保護者補助金とは、私立幼稚園・認定こども園で教育時間を利用する児童の保護者に対し、保護者が支払う保育料等の経済的負担を軽減するとともに、幼児教育の振興を図ることを目的としたものです。交付方法は、引き続き代理受領により在籍している園に交付します。保護者補助金の額は、次の表のとおりです。

| 教育を受ける子どもの属する世帯の階層区分 (幼稚園・認定こども園を利用) | | | 保護者補助金上限額 (月額/円) | | |
|---|---|---------------|---------------------|-------|-----------|
| | 定 義 | きょうだい カウント | 1人目 | 2人目 | 3人目 以降 |
| 生活保護世帯を除き、市町村民税(4月～8月…前年度分9月～3月…当年度分)が右の区分に該当する世帯 | 市町村民税非課税世帯及び均等割のみ課税されている世帯(ひとり親世帯等に限る。)並びに生活保護世帯 | 年齢制限なし | 6,200 | 6,200 | 6,200 |
| | 市町村民税非課税世帯及び均等割のみ課税されている世帯(ひとり親世帯等を除く。)並びに所得割77,101円未満(ひとり親世帯等に限る。) | | 3,200 | 6,200 | 6,200 |
| | 所得割77,101円未満(ひとり親世帯等を除く。) | | 1,800 | 1,800 | 6,200 |
| | 77,101円以上211,201円未満 | 小学校3年生以下 | 1,800 | 1,800 | 5,600 |
| | 211,201円以上256,301円未満 | | 1,800 | 1,800 | 5,000 |
| | 256,301円以上 | | 1,800 | 1,800 | 1,800 |

- ※ 市町村民税所得割額の金額には、住宅借入金特別控除、配当控除、外国税額控除、寄付金控除等の税額控除は、保護者補助金の算定上対象とはなりません。
- ※ 祖父母等と同居の場合で父母の収入の合計額が生活保護基準以下の場合は、同居されている祖父または祖母等を主たる生計者として保護者補助金を決定する場合があります。
- ※ 平成22年度税制改正において廃止された年少扶養控除等は、お子さん3人目以上についてのみ控除があるものとして、再計算した金額で保護者補助金を決定します。
- ※ 結婚や離婚等により保護者(扶養義務者)に変更があった場合、修正申告等により市町村民税額が変更された場合、又は生活保護法による保護を受けることになった場合等には、保護者補助金を再計算します。必ず保育・幼稚園課支援係(042-724-2137)までご連絡ください。

3. よくあるお問合せ

Q 1 : 子育てのための施設等利用給付の2号認定（いわゆる新2号認定）の児童は、保護者補助金の対象ですか。

A 1 : 対象となります。

Q 2 : 教育・保育給付の2号認定（いわゆる現2号認定）の児童は、保護者補助金の対象ですか。

A 2 : 対象となりません。

Q 3 : 保護者による保護者補助金の交付申請は必要ですか。

A 3 : これまで保護者補助金については各施設による代理受領を行っているため、10月分以降についても、保護者が町田市に交付申請を直接行う必要はありません。また、すでに在園していて、代理受領に関する委任状を幼稚園にご提出いただいている方については、再度委任状を提出する必要もありません。

Q 4 : 10月からの保護者補助金について、特定負担額は補助対象になりますか。

A 4 : 保護者補助金の区分表の各金額を月額上限として、補助対象となります。

Q 5 : 10月からの保護者補助金の金額は、以前と比べて減額となるのでしょうか。

A 5 : 保護者補助金については9月までの金額と比べて減額になりますが、10月からは無償化給付としてすべての児童を対象に基本保育料が無償となります。そのため、保護者の負担は軽減されますのでご理解いただきますようお願いいたします。

■問合せ先

保育の必要性の認定手続きに関すること 保育・幼稚園課支援係 ☎724-2137 Fax050-3161-8635

幼稚園の無償化の給付内容に関すること 保育・幼稚園課管理係 ☎724-2138 Fax050-3161-8635